

保険医療

重度心身障害者・
母子家庭医療費
助成制度について

重度心身障害者・母子家庭
医療受給者の方へ

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(日)までです。7月1日(月)からの新しい受給者証と交換するため、更新の手続きが必要です。該当者には封書で通知します。改めて、手続きをしてください。

なお、母子家庭医療の対象者で、20歳未満の児童に社会保険ができていない場合や、町外に転出している場合(学生は除く)は、受給資格がありません。早急に手続きをしてください。

制度の案内

母子家庭医療費助成制度

目的

母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹
- ③ 父母のない児童

ただし児童とは、20歳に満たない者となりますが、就学している者は対象となります。(必ず原本の在学証明書が必要)

対象除外

- ① 家庭主(父母のない児童を扶養する者を含む。)の前年(1~6月申請分については、前々年)所得が一定を越え、所得税が課税されている家庭。
- ② 生活保護の適用を受けている家庭。

重度心身障害者

医療費助成制度

目的

重度心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方。
- ② 療育手帳(程度により)をお持ちの方。

※右の条件に該当し、助成を希望される方は、役場町民課保険医療係までお問い合わせください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎985-4107

税

所得・課税証明書の
発行について

平成14年度(平成13年中の所得)の所得証明及び課税証明の発行については、平成14年6月17日(月)以降になりますのでお知らせします。

問い合わせ

役場税務課管理収納係

☎985-4109

色も様式も
変わります

国民健康保険税の納税・更正通知書、納付書の色が変わります。

国民健康保険税納税通知書(口座振替用)の様式が変わります。

これまで国民健康保険税の

納税・更正通知書、納付書はオレンジ色で印刷していましたが、今年7月より赤紫色に変わります。

また、口座振替用の納税通知書(お知らせ)はミシン目で切り取って中を見ていただく様式でしたが、同様に今年7月より納税通知書の様式を変更し、窓あき封筒に入れてお送りします。

オレンジ色の文字が見えにくい、小さい文字が読みづらいというご意見により、今回変更しました。オレンジ色の用紙で定着していた国民健康保険税ですが、これからは、赤紫色の用紙の国民健康保険税をよろしく願います。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110

6月の納税

町県民税 第1・全期

口座振替日は

銀行・信金…6月25日(火)

農協・郵便局…6月27日(木)

※納税は便利な口座振替で

～一人一人の税金で

幸せ豊かな町づくり～

下水道

公共下水道が
一部利用開始

3月31日(日)より、公共下水道の一部が利用できるようになりました。

利用開始区域では、各家庭から排出される汚水を流すための「公共ます」を設置させていただきます。しかし、すでに設置している古い「公共ます」は、10年以上経過していると考えられます。このため、今後排水設備の設置をスムーズに行えるよう「公共ます」の位置や破損の具合などの点検を随時行っていきたいと思います。「公共ます」を設置されている家庭の方は、ご協力ください。また、この排水設備の設置は、利用開始後6か月以内となっております。これから排水設備を設置される家庭では、速やかに設置されますようお願いいたします。

問い合わせ

役場下水道課業務係

☎985-4126